

平成22年国勢調査関係者会議

《 国勢調査と新統計法について 》

- 1 新「統計法」の概要
- 2 新「統計法」条文（国勢調査関連）

平成19年12月25日
総務省統計局

1 新「統計法」の概要

公的機関が作成する統計が、より体系的・効率的に整備され、国民・事業者にもより使いやすいものとなるよう、統計法が全面的に改正

公布日：平成19年5月23日

施行日：一部規定は平成19年10月1日

その他の規定は公布日から2年以内

公的統計の体系的整備

- 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための**基本計画**(閣議決定)を策定
- 国勢統計（国勢調査により作成）などのほか総務大臣が指定した統計を**基幹統計**として規定
- 基幹統計調査について、報告義務やかたがり調査の禁止などを規定

統計データの利用促進と秘密の保護

- オーダーメイド集計、匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供を規定
- 調査票情報等の適正管理義務、守秘義務や目的外利用の禁止（罰則付き）などを規定。これらの規定は統計調査事務の受託者に対しても適用

統計委員会の設置

- 基本計画案などについて専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を内閣府に設置

2 新「統計法」条文（国勢調査関連）

《統計法(平成19年法律第53号)抄》

（国勢統計）

第五条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、**人及び世帯に関する全数調査**を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する**全数調査**（以下「**国勢調査**」という。）を十年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から**五年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査**を行い、国勢統計を作成するものとする。

3 （略）

(基幹統計調査の承認)

第九条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 ~ 4 (略)

(報告義務)

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、**基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。**

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを**拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。**

3 (略)

(立入検査等)

第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (略)

(基幹統計調査と誤認させる調査の禁止)

第十七条 何人も、**国勢調査**その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

(協力の要請)

第三十条 行政機関の長は、前条に定めるもののほか、**基幹統計調査を円滑に行うため**その他基幹統計を作成するため**必要があると認めるときは**、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

(調査票情報等の適正な管理)

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報(略)
- 二 地方公共団体の長その他の執行機関 当該地方公共団体の行った統計調査に係る調査票情報(略)

(守秘義務)

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者
当該情報を取り扱う業務

二 第三十九条第一項第二号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者
当該情報を取り扱う業務

三～六 (略)

第七章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の規定に違反して、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

三 (略)

2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

《参考》

統計法案に対する附帯決議

- 衆議院総務委員会、参議院総務委員会 -

1 国勢調査については、引き続き精度の高いデータが得られるよう（略）調査方法の見直しを進めるとともに、国勢調査の目的及び重要性について国民への周知を徹底すること。

2 以後（略）

新「統計法」の基本的考え方を踏まえ、国勢調査の実施計画の策定など、取組を推進